

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人へ 特定健診と後期高齢者健診が始まります



☎ 特定健康診査：保険年金課 ☎ 41-1003 FAX 26-0151
 ○ 後期高齢者健康診査：三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度に加入している人は、健診を受けてください。
 対象者には6月下旬から順次、受診券・質問票などを送付します。自己負担金はありません。
 国民健康保険特定健康診査は、集団健診でも受診できますので、詳しくは7ページをご覧ください。

	国民健康保険特定健康診査	後期高齢者健康診査
対象者	40～74歳（昭和26年9月1日～昭和62年3月31日生まれ）の伊賀市国民健康保険加入者 ※市内指定医療機関での同時受診に限り、大腸がん検診が無料で受診できます。	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者で8月31日までに被保険者となる人 ※65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けている人を含みます。
期間	7月1日(水)～11月30日(月) ※休診日を除く	
実施場所	県内受託医療機関	
健診内容	問診・身体計測（身長・体重・腹囲測定※）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・腎機能・肝機能・糖代謝・尿酸代謝・白血球数）・貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）・心電図検査 ※後期高齢者健康診査では腹囲測定はありません。 医師が必要と認めた場合に検査できる項目：眼底検査	
持ち物	受診券・マイナ保険証（マイナンバーカード）または資格確認書・質問票	

在宅者向け福祉サービスをご利用ください



☎ 介護用品購入費助成制度・軽度生活援助事業：介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950
 ○ 高齢者等寝具洗濯サービス：介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950・障がい福祉課 ☎ 22-9657 FAX 22-9662

◆**介護用品購入費助成制度**
【対象者】 次のすべてに当てはまる人
 ○ 市内在住かつ在宅で生活している人
 ○ 失禁状態にあり常時紙おむつの使用が必要である人
 ○ 要介護認定で要介護1～5の認定を受けている人
 ※要介護1～2の場合は、上記要件に加え、要介護認定に係る主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」以上かつ65歳以上であること
【一月あたりの助成対象額】 介護保険負担割合に応じて下記金額の7～9割を助成します。
 ○ 要介護1～2の場合：5,000円
 ※令和8年3月分までは4,000円
 ○ 要介護3～5の場合：6,000円
 ※令和8年3月分までは5,000円
【申込方法】 領収書（レシート）と申請書を上記まで
 ◆**軽度生活援助事業**
【対象者】 市内在住かつ在宅で生活している人のうち、次のいずれかに当てはまり、軽度



な援助が必要と認められる人
 ○ 65歳以上の一人暮らしの人
 ○ 65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人
【援助内容】 外出の付き添い、部屋の整理整頓など
【料 金】 1時間 300円（生活保護世帯は無料）
 ◆**高齢者等寝具洗濯サービス**
【対象者】 市内在住かつ所得税非課税世帯の在宅者のうち、次のいずれかに当てはまる人
 ○ 寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人
 ○ 老衰、心身の障がいや傷病などにより寝たきりの65歳以上の人のみで構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人
 ○ 重度の障がいのため寝たきりの人で家族の支援が受けられない人
【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布（各1枚）の洗濯、乾燥、消毒を年に2回（9月頃と3月頃）実施



障害福祉サービス事業所等就労支援金



☎ 障がい福祉課（サービスに関すること）☎ 22-9656（支援金に関すること）☎ 22-9657 FAX 22-9662

障害福祉サービス事業所等就労支援金について募集

障がい福祉人材の確保・定着をめざし支援金を給付します。

①	伊賀市内障害福祉サービス各業種・施設ごとに定められた資格を有する人が、市内の障害福祉サービス事業所に新たに就労した場合	5万円
②	①の人が、6カ月以上勤務を継続した場合	+5万円
③	①・②の条件を満たし、さらに伊賀市へ移住した場合	+5万円
④	伊賀市移動支援従事者養成研修修了者がガイドヘルパーとして市内の事業所に就労した場合	2万円

【支給対象】 令和8年4月以降に採用された人 ※伊賀市において初めて就労支援金の給付を受ける人に限る。

障害福祉サービスについて紹介

障がいのある人のうち、サポートを必要とする人に対し、障がいの程度や置かれている状況などを踏まえて必要なサービスを提供します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 訪問系サービス**
 - ～自宅での暮らしや外出を支援するために～
 - 居宅介護（ホームヘルプ）
 - 重度訪問介護
 - 同行援護
 - 行動援護
 - 重度障害者等包括支援
- 日中活動系サービス**
 - ～昼間の活動を支援するために～
 - 短期入所（ショートステイ）
 - 生活介護
 - 療養介護
- 居住支援系サービス**
 - ～住まいの場で生活を支援するために～
 - 共同生活援助（グループホーム）
 - 自立生活援助
- 施設系サービス**
 - ～施設での生活を支援するために～
 - 施設入所支援
- 訓練系・就労系サービス**
 - ～自立や就労を支援するために～
 - 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - 就労移行支援
 - 就労選択支援
 - 就労継続支援（A型・B型）
 - 就労定着支援
- こどもの発達支援・自立支援**
 - ～こどもの発達や自立を支援するために～
 - 児童発達支援
 - 居宅訪問型児童発達支援
 - 放課後等デイサービス
 - 保育所等訪問支援
 - 福祉型・医療型障害児入所支援